

2013年6月17日 全6頁

インサイダー、破綻処理などに関する 金商法等改正法、成立

2013年金商法改正関連シリーズ

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2013年6月12日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決され、成立した。
- この中には、①公募増資インサイダー事案等を踏まえたインサイダー取引規制の強化、②金融機関の秩序ある破綻処理の枠組みの整備、③銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直し、④投資信託・投資法人法制の見直しなどが含まれている。
- また、⑤AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直しとして、投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則強化や、年金基金が特定投資家（プロ）になるための要件の限定なども盛り込まれている。

はじめに

2013年6月12日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」¹（以下、金商法等改正法）が参議院本会議で可決され、成立した（衆議院本会議は5月28日に可決）。

金商法等改正法は、次の報告書などを踏まえて、金融商品取引法のみならず、銀行法、保険業法、信託業法、預金保険法、投資信託及び投資法人に関する法律など、多くの金融関連法制の改正を行うものである。

◇金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」（平成24年12月25日）²

¹ 提出時の法律案は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121225-1.html）に掲載されている。拙稿「インサイダー取引規制の見直し」（2013年1月18日付レポート）も参照

- ◇金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告（平成 24 年 12 月 7 日）³
- ◇金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（平成 25 年 1 月 25 日）⁴
- ◇金融庁「AIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）」（平成 24 年 9 月 4 日）⁵

金商法等改正法のポイント

金商法等改正法の内容は、多岐にわたるが、主なポイントをまとめると次のようになる。

1. 公募増資インサイダー取引事案を踏まえたインサイダー取引規制の強化

- (1) 重要事実の公表前に取引させることにより利益を得させる等の目的をもって行う情報伝達・取引推奨行為を禁止し、（それにより情報伝達・取引推奨を受けた者（第一次情報受領者など）が売買等をした場合には）刑事罰・課徴金の対象とする。
- (2) 金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等を公表する措置を設ける（注1）。
 - (1) (2) ⇒横山 淳：「情報伝達行為等に対するインサイダー規制」（2013 年 5 月 15 日付レポート）
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130515_007165.html
- (3) 他人の計算による不公正取引（資産運用業者が、ファンドの運用資産で不公正取引を行うケースなど）に対する課徴金を引き上げる。

⇒横山 淳：「資産運用業者の違反行為に対する課徴金」（2013 年 5 月 30 日付レポート）
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130530_007232.html
- (4) 「公開買付け等事実」に係わるインサイダー取引の規制対象である「公開買付け等関係者」に、被買付企業及びその役職員を加える。
- (5) 「公開買付け等事実」の情報受領者であっても、次のいずれかに該当すれば、適用除外を認める（買付けが可能）。
 - 情報受領者が自ら公開買付けを行う際に公開買付届出書などに伝達を受けた情報を開示
 - 情報受領者が伝達を受けてから 6 ヶ月経過
- (6) （会社関係者、第一次情報受領者の間だけではなく）第一次情報受領者と第二次情報受領

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130118_006704.html）。

³ 金融庁のウェブサイト http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121212-1.html に掲載されている。

⁴ 金融庁のウェブサイト http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1.html に掲載されている。

⁵ 金融庁のウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120904-2.html> に掲載されている。

者（「重要事実を知っている者」）との間の相対取引についても、適用除外を認める。

(4)～(6)⇒横山 淳:「公開買付け、クロクロ取引など実務を踏まえたインサイダー取引規制見直し」(2013年6月6日付レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130606_007282.html

2. 金融機関の秩序ある破綻処理の枠組みの整備

(1)金融業全体（金融商品取引業者、保険会社、金融持株会社を含む）を対象に、わが国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認める場合に、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣が発動できる「金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理」の仕組みを導入する。

(2)具体的な措置内容としては、次のものを整備する。

①特定第一号措置（債務超過の金融機関等は対象外）

- 特別監視（業務の遂行、財産の管理・処分に対する預金保険機構による監視）
- 資金の貸付け等（流動性供給）
- 特定株式等の引受け等（資本増強）

②特定第二号措置（債務超過、債務超過のおそれ、支払停止、支払停止のおそれのある金融機関等が対象）

- 特別監視
- 特定資金援助（救済金融機関等や承継金融機関等への資金援助）

(3)破綻処理に伴い損失が生じた場合は、金融業界の事後負担（特定負担金）を原則とする。

(4)上記の特定負担金のみで費用を賄うとすれば、わが国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生じるおそれがあると認められる場合には、政府補助も可能とする。

(1)～(4)⇒鈴木利光:「証券・保険にも公的資金注入が可能に」(2013年5月20日付レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130520_007183.html

3. 銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直し

◇銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の例外として、事業再生会社、地域経済の面的再生（再活性化）事業会社などについて、一定の範囲での議決権保有を認める。

4. 投資信託・投資法人法制の見直し

◇投資信託について、次の見直しを行う。

- 小規模投資信託の併合手続の簡素化等
- 運用報告書の二段階化（交付運用報告書と運用報告書（本体））
- 有価証券の売買等の決済に関連して用いられる一定の投資信託（MRF等）の安定的な運用に資する措置（緊急時に運用会社が行うMRF等への資金支援を容認）

◇投資法人（会社型投信）について、次の見直しを行う。

- 資金調達・資本政策手段の多様化（ライツ・オファリング、自己投資口の取得）
- 投資法人におけるガバナンスの強化（利害関係者からの投資物件の取得につき、役員会の事前同意を義務付け）
- 上場投資法人（J-REIT など）の投資口をインサイダー取引規制の対象に
- 投資法人による海外不動産の取得を容易にするための措置（特別目的会社を通じた間接取得を容認）

5. A I J 事案を踏まえた資産運用規制の見直し

- ◇厚生年金基金が特定投資家（「プロ」）になるための要件を限定（運用体制の整備された厚生年金基金に限定）
- ◇投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載などに対する罰則の引上げ

6. その他

- (1) 外国銀行支店に対する規制の見直し（国内銀行の最低資本金に相当する金額の国内積立ての義務付け、破綻時の更生特例法（注2）の適用など）
- (2) 大口信用供与等規制の見直し（名義分割や迂回融資等による規制の潜脱防止、国際基準（バーゼル・コア・プリンシプル）との調整）
⇒鈴木利光：「銀行等の大口信用供与等規制の見直し（案）」（2013年5月31日付レポート）
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531_007252.html
- (3) 銀行の監査役等に適格性要件を定める（銀行の取締役等の「職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ、「十分な社会的信用を有する者」）。
- (4) 公開買付規制について、取引所内外の取引を組み合わせた急速な買付け（注3）を理由とする義務的公開買付けの対象から、取引所内取引と、取引所外取引だがそもそも公開買付規制の適用除外が認められている取引（適用除外買付け等）を組み合わせた場合などを除外できるようにする。
- (5) 大量保有報告制度について、株券等保有割合が5%以下となったという内容の変更報告書を提出した場合、その後の変更報告書の提出義務が免除される。（現行法では、株券等保有割合が5%以下となり、かつ、直近の報告内容から1%ポイント以上減少したという内容の変更報告書が提出された場合に、その後の変更報告書の提出義務が免除される。）
(4)(5) ⇒横山 淳：「公開買付規制、大量保有報告の一部見直し」（2013年6月14日付レポート）
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130614_007316.html

など

(注1) 主に課徴金事案が念頭にあるものと考えられる。

(注2) 正式名称は「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」。

(注3) 厳密には、3か月間に、全体で10%超相当、そのうち取引所金融商品市場外又は立会外取引において5%超相当の取得を行った結果、株券等所有割合が1/3超となるような買付け等のことである（金融商品取引法27条の2第1項4号、同施行令7条2～3項）。

なお、参議院財政金融委員会において、政府に対して、次の事項についての配慮を求める附帯決議が行われている（2013年6月11日）。

- 一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、金融機能の安定、市場の公正、利用者の保護等に万全を期すとともに、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアのメインマーケットたる市場を実現するための取組を推進すること。
- 一 公募増資に関連したインサイダー取引事案が、我が国市場の透明性、公正性に対する信頼を揺るがすものであることに鑑み、不公正な取引等を未然に防止するべく、自主規制機関や金融商品取引所を含めた関係者との連携を図りつつ、本法による規制の運用に万全を期すこと。
- 一 A I J 投資顧問による年金資産運用問題と同種の事案の再発を防止するため、本法による罰則の強化等資産運用規制の見直しを厳正に運用するとともに、近時の事例等も踏まえ、本法による見直しの対象とならない業者への規制についても、実効性ある投資者保護に資する対策を引き続き検討すること。
- 一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、金融庁、農林水産省及び経済産業省が連携して、取引所等の関係者に対し一層の取組を促すなど、その早期実現に向けて取り組むこと。
- 一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限到来後における中小企業金融の円滑化に関しては、関係省庁において取りまとめられた総合的な対策を引き続き推進するとともに、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社地域経済活性化支援機構を始めとする関係機関との協力の下、中小企業者等の事業再生等に向けた取組の強化を図ること

(出所) 参議院財政金融委員会「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成25年6月11日）。参議院ウェブサイト (http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f067_061101.pdf) 掲載。

公募増資インサイダー取引事案（2点目）、AIJ 事案（3点目）が取り上げられており、社会問題にもなったこれらの事案への対応策及びその運用に対する関心の高さが示されている。

また、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（いわゆる金融円滑化法）の期限到来についても指摘があるが（5点目）、これは、地域経済の面的再生（再活性化）事業会社などについて、一定の範囲で、銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%

ルール) の例外が認められることも意識したものと思われる。

そのほか、「アジアのメインマーケットたる市場を実現するための取組」(1点目)、「総合的な取引所の創設」(4点目)についても言及されている点が興味深い。

施行期日

金商法等改正法の施行日は、**公布日から1年以内の政令指定日**と定められている。

ただし、次の規定に関しては、別途、異なる施行日が定められている。

A I J 事案を踏まえた資産運用規制の見直し(罰則強化部分) 大口信用供与規制の見直し(潜脱防止部分)	公布日から20日を経過した日
金融機関の秩序ある破綻処理の枠組み等	公布日から9月以内の政令指定日
投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化 大口信用供与規制の見直し(潜脱防止以外の部分(国際基準との調整))等	公布日から1年6月以内の政令指定日